

物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

(平成19年5月16日学長決裁)

[令和5年11月29日最終改正]

(目的)

第1条 国立大学法人島根大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

2 この要領において、「部局長等」とは、予算規程（平成16年島大規則第36号）第4条に規定する予算単位の予算責任者をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 学長は、他の公共機関において取引停止の措置を行った旨の通知を受けた場合は、本学との取引状況のほか情状を勘案し、別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、取引停止の措置を行うことができるものとする。

(取引停止期間の特例等)

第4条 業者が一の事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項の取引停止の期間中に、措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 学長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

6 学長は、業者が過去の不正取引について、本学に自己申告した場合には、情状を考慮し、取

引停止期間の減免を行うことができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 学長は、取引停止された業者について、すでに入札書又は見積書(以下「入札書等」という。)が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 学長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除及び前条の規定による指名等の取消しをしたときは、取引停止措置(解除)通知書(別紙様式第1号)により当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、部局長等に対し取引停止措置期間、事実関係の概要、措置の相手方及び措置の内容等を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、当該業者が取引停止の開始日から起算して過去一年以内に本学との契約実績がない場合は、当該業者に対する通知は行わないものとする。

(文部科学省及び文部科学省関係機関への取引停止措置等の通知)

第7条 学長は、第3条第1項の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、文部科学省へ対象法人名、対象法人代表者、対象法人所在地、対象法人番号、契約の種類、対象となる事由、措置日、措置期間及び措置を実施した理由を報告するものとする。

(取引停止措置等の公表)

第8条 学長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除をしたときは、本学ホームページ上で公表するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第9条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りでないものとする。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

第10条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成19年5月16日から実施する。

附 則(平成25年3月28日一部改正)

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成26年10月22日一部改正)

この要領は、平成26年10月22日から実施する。

附 則(平成29年3月31日一部改正)

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（平成31年2月13日一部改正）

この要領は、平成31年2月13日から実施し、平成30年12月27日から適用する。

附 則（令和3年11月15日一部改正）

この要領は、令和3年11月15日から実施する。

附 則（令和5年11月29日一部改正）

この要領は、令和5年11月29日から実施する。

別表（第3条関係）

取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1. 本学発注の購入等契約（以下「本学発注契約」という。）に係る手続きにおいて、競争入札参加資格審査申請書、競争入札参加資格確認申請資料その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 故意に虚偽記載したとき。</p> <p>(2) 過失により虚偽記載したとき。</p> <p>(3) その他虚偽記載したとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 3箇月以上6箇月以内</p> <p>(2) 1箇月以上3箇月以内</p> <p>(3) 1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2. 本学発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行っていると認められるとき。（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>3. 第2号に掲げる場合のほか、本学発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上4箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>4. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上6箇月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>5. 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上4箇月以内</p>
<p>(贈賄)</p> <p>6. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が本学の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時購入等契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で(1)に掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 4箇月以上12箇月以内</p> <p>(2) 3箇月以上9箇月以内</p> <p>(3) 2箇月以上6箇月以内</p>

<p>7. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が他の公共機関の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 3箇月以上9箇月以内</p> <p>(2) 2箇月以上6箇月以内</p> <p>(3) 1箇月以上3箇月以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>8. 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>(1) 6箇月以上12箇月以内</p> <p>(2) 4箇月以上9箇月以内</p> <p>(3) 2箇月以上6箇月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>9. 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号若しくは第19条に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3箇月以上12箇月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>10. 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 本学に対し架空請求を行ったとき。</p> <p>(2) 本学に対し納品の事実を偽ったとき。</p> <p>(3) (1)又は(2)のほか提出書類に意図的な虚偽があったとき(第1号に掲げる場合を除く。)</p> <p>(4) 故意に、本学が定める教員発注の限度額を超えて受注したとき。</p> <p>(5) 本学に対し不誠実な行為を働いたとき。</p> <p>(6) その他本学が不正と認めたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>(1) 3箇月以上24箇月以内</p> <p>(2) 3箇月以上24箇月以内</p> <p>(3) 2箇月以上18箇月以内</p> <p>(4) 1箇月以上6箇月以内</p> <p>(5) 1箇月以上12箇月以内</p> <p>(6) 1箇月以上12箇月以内</p>
<p>(その他)</p> <p>11. 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1箇月以上9箇月以内</p>

取引停止措置（解除）通知書

文 書 番 号
年 月 日

住 所
称号又は名称
代表者氏名 殿

国立大学法人島根大学長

〇 〇 〇 〇

下記の理由により貴社（殿）を取引停止（解除）としましたので通知します。

記

1. 取引停止（解除）

取引停止措置期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月間）

取引停止解除期日： 年 月 日

2. 事実概要

3. 取引停止措置（解除）の理由

4. 提出済の入札（見積）書等の取扱い

取引停止措置期間が契約日となる契約は行わないため、すでに提出済の入札（見積）書等は無効とし、当該指名等を取消します。